

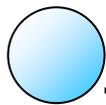
結核医療事務の手引き

郡山市保健所

(平成28年度改訂)

◆保健所の対応

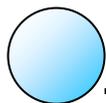
保健所は療養の支援や感染予防などの社会的対応を行っています。



積極的疫学調査

(感染症法第15条)

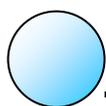
保健所は結核患者発生届を受け取ると結核登録票を作成し、感染源感染経路の把握や感染拡大を未然に防ぐため、患者本人・家族及び主治医などから必要な情報を収集します。



接触者健康診断

(感染症法第17条)

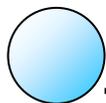
保健所では、①接触者の発病予防②接触者からの新たな発病者の早期発見③感染源の探求を目的に患者の家族や身近な人の健康診断を行っています。これを「接触者健康診断」と呼びます。



家庭訪問指導（患者の服薬支援等）

(感染症法第53条の14)

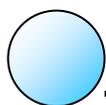
結核の治療は服薬を中断することで薬剤耐性になり易く、再発もしやすいため治療成功に向けて家庭訪問等を行い、患者の実情に応じた適切な服薬支援（直接服薬確認療法）を行います。



感染症診査協議会

(感染症法第24条)

保健所には感染症法に基づいて感染症診査協議会が設置されています。感染症診査協議会では、就業制限・入院勧告・入院期間の延長・入院患者の医療費の公費負担に関する事項を審議します。



精密検査

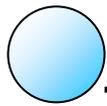
(感染症法第53条の13)

結核は治療がきちんと終了しても、再発の可能性がないとはいえません。そのため治療終了後概ね6か月に1回、その後登録除外されるまで精密検査を実施します。

保健所では、健康診断を受ける機会のない治療終了者に対し精密検査を実施しています。

◆医師・医療機関の対応

医師、病院の管理者には、感染症法により、次のような義務が課せられます。

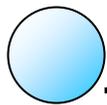


結核患者発生届

(感染症法第12条)

医師は、診察の結果受診者が結核患者であると診断したときは、直ちに最寄りの保健所長に届け出なければなりません。潜在性結核感染症で医師が医療を必要と判断した場合も同様です。

- ※ 医師及び指定届出機関の管理者が届け出る基準及び届出様式については以下のリンク先よりダウンロードしてください。
 - ・福島県ホームページ～感染症法に基づく医師の届出について～
 - ・厚生労働省ホームページ～感染症に基づく医師の届出のお願い～
(郡山市ウェブサイトよりリンクできます。)

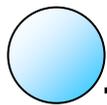


結核患者入・退院届 (様式P.12)

(感染症法第53条の11)

病院の管理者は、結核患者(※)が入院したとき、または入院している結核患者が退院したときは、7日以内に最寄りの保健所長に届け出なければなりません。

- ※ 結核患者とは、結核の診断がなされた日から結核医療を必要としなくなるまでを言います。



結核患者の情報提供

(感染症法第15条)

患者本人および主治医など関係者は「質問又は必要な調査に協力するよう努めなければならない」と規定されています。

◆医療費公費負担制度

患者の医療費負担を軽減し、安心して適正な医療が受けられるように、結核医療費を公費で負担する制度です。

この制度には、

- ① 感染症法第37条に基づく入院患者に対する公費負担
- ② 感染症法第37条の2に基づく①以外の結核患者に対する公費負担の2種類があり、それぞれに公費負担の内容が決められています。

※ 潜在性結核感染症についても公費負担の対象となります。

① 入院患者に対する医療費公費負担 (感染症法第37条に基づく公費負担)

概要

市長は、結核患者に対してまん延を防止するため必要があると認めるときは、二類感染症指定医療機関に入院し又はその保護者に対して当該患者を入院させるべきことを勧告することができます。入院治療に要する医療費については、感染症法第37条により、全額を公費で負担します。ただし、世帯の収入状況により自己負担が生じる場合があります。

費用は、当該患者が指定医療機関において医療を受けた場合に支弁されますが、感染症法第42条により、緊急その他やむをえない理由により、指定医療機関以外から医療を受けた場合は、療養費を請求することができます。

入院の対象となる患者

結核患者（確定例）に該当する者（以下「患者」という）が以下の（1）又は（2）の状態にあるとき。

（1）肺結核、咽頭結核、喉頭結核又は気管・気管支結核の患者であり、喀痰塗抹検査の結果が陽性であるとき。

（2）（1）の喀痰塗抹検査の結果が陰性であった場合に、喀痰、胃液又は気管支鏡検体を用いた塗抹検査・培養検査又は核酸増幅法の検査のいずれかの結果が陽性であるとき。

ア 感染防止のために入院が必要と判断される呼吸器等の症状がある

イ 外来治療中に排菌量の増加が見られている

ウ 不規則治療や治療中断により再発している

公費負担医療の対象範囲

①診察

②薬剤又は治療材料の支給

③医学的処置、手術及びその他の治療

④病院への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

入院勧告の解除要件

市長はいずれかに該当する場合、職権により入院勧告を解除します。

（1）異なった日の喀痰の培養検査の結果が連続して3回陰性であった場合

（2）以下のアからウまでのすべてを満たした場合

ア 2週間以上の標準的化学療法が実施され咳・発熱・痰などの臨床症状が消失している

イ 2週間以上の標準的化学療法を実施した後の異なった日の喀痰の塗抹検査又は培養検査の結果が連続して3回陰性である

ウ 患者が治療の継続及び感染拡大の防止の重要性を理解し、かつ、退院後の治療の継続及び他者への感染の防止が確認されている。

合併症医療の取扱い

合併症の医療が患者にとって緊急に必要であり、入院期間中に受療しない場合は、結核回復に悪影響があることがあきらかな場合に限り公費負担の対象とされます。

医療保険各法および介護保険法との関係

上記の公費負担医療について、医療保険各法および介護保険法の規定により医療費（高額療養費を含む）が給付されるときは、医療保険各法および介護保険法による給付が優先されます。医療保険各法および介護保険法で給付された残りの費用については感染症法で給付されます。

申請方法

申請者	入院勧告又は入院措置により入院した患者またはその保護者
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 感染症患者医療費公費負担申請書（法第37条）（様式P.13） ※ 申請書の記名・押印は、申請者の自署によってこれに代えることができます。 ② エックス線写真（申請前3か月以内に撮影したもの） ③ 被保険者資格を証するもの ④ 入院勧告書の写し ⑤ 自己負担額認定に必要な書類（住民票謄本・源泉徴収票等） ※ 申請時期によって提出する証明書の年度が異なります。詳しくは保健所からお知らせします。 ⑥ その他、CT等検査写真があれば添付すること
申請先	当該患者の居住地を管轄する保健所
公費負担の継続申請	入院勧告、入院措置が継続されても、あらたな公費負担の申請は不要です。

決定と患者票の交付

公費負担の決定	市長は申請書を受理し公費負担すべき旨を決定したときは、速やかに申請者に対し自己負担額の月額を明示して、費用負担する旨の決定通知を行うとともに、感染症指定医療機関の管理者に決定通知の写しを送付します。
公費負担承認期間	公費負担は、申請書の受理日にかかわらず、入院勧告等に基づき感染症指定医療機関に入院した時を始期とし、感染症法第22条に基づき退院したときを終期とします。
指定医療機関の変更	患者指定医療機関を変更する場合は、保健所へ指定医療機関変更届の提出と併せて患者票を返納します。（様式P.16）

医療機関からの請求方法

患者票の確認	保健所が発行した患者票の有効期間・自己負担額などを確認してください。
医療費請求 (請求方法及び請求先)	<p>医療費の請求は、診療報酬明細書に、公費負担者番号・受給者番号・診療内容など所定事項を記入して請求します。</p> <p>なお、自己負担額は、診療報酬明細書の自己負担額欄に記入してください。社会保険等及び公費単独分は社会保険診療報酬支払基金へ請求してください。国民健康保険及び後期高齢者医療は国民健康保険団体連合会へ請求してください。</p>

② 結核患者に対する医療費公費負担

(感染症法第37条の2に基づく公費負担)

概要	市は、結核の適正な医療を普及するため、その区域内に居住する結核患者が指定医療機関で感染症法第37条の2に規定する医療を受けるために必要な費用について、その95%を公費で負担します。指定医療機関以外の医療機関から医療を受けた場合は、緊急その他やむをえない理由があると認められた場合に限り、療養費を支給します。
----	---

公費負担の対象範囲	P.9を参照
-----------	--------

医療保険各法との関係	上記の公費負担医療について、医療保険各法及び介護保険法の規定により医療費（高額療養費を含む）が給付されるときは、医療保険各法および介護保険法による給付が優先されます。 公費負担対象医療費の95%のうち、医療保険各法及び介護保険法で給付された残りの額について感染症法で給付します。
------------	--

申請方法

申請者	結核患者（本人）またはその保護者
申請書類	③ 感染症患者医療費公費負担申請書（37条の2）（様式P.14） ※ 申請書の記名・押印は、申請者の自署によってこれに代えることができます。 ④ 結核患者医療費公費負担診断書（様式P.15） ⑤ エックス線写真（申請前3か月以内に撮影したもの） 肺結核、粟粒結核、結核性胸膜炎または結核性膿胸であるときは胸部の、腎結核、尿管結核または性器結核であるときは造影法による腎、尿管または性器の、骨関節結核であるときは骨または関節のその他の結核であって、必要とするときには胸部の、直接撮影写真。肺外結核の場合でも、胸部の直接撮影写真の添付が望ましい。その他、CT等検査写真があれば添付すること。 ④ 被保険者資格を証するもの
申請先	当該患者の居住地を管轄する保健所
公費負担の継続申請	引き続き治療が必要な場合には継続申請が必要です。継続申請の場合も、上記の申請書類を添付し、 <u>患者票の有効期限2週間前までに必ず保健所に提出すること。</u>

承認と患者票の交付

公費負担の決定及び 患者票の交付	<p>市長は、申請された医療の適否を感染症診査協議会に諮問したうえ公費負担の承認または不承認を決定し、承認した場合は申請者に患者票を、不承認の場合は通知書を交付します。</p> <p>なお、有効期限の切れた患者票は、直ちに市長に返納しなければなりません。</p>
公費負担の承認期間	<p>保健所が申請を受理した日を始期とし、その日から6か月以内の日を終期とします。</p> <p>ただし、申請書の提出が郵送その他の事情のため、時日を要した場合には、当該事情の継続した期間については公費負担が承認される場合があります。</p>
医療内容の変更	<p>患者票の「医療の種類」欄に記入されたもの以外の医療が必要になったときは、入院の期間の変更の場合を除き、患者票を添付のうえ、改めて公費負担の申請を行わなければなりません。</p>
指定医療機関の変更	<p>患者指定医療機関を変更する場合は、保健所へ指定医療機関変更届を提出し患者票を返納します。(様式P.16)</p>

※ 結核患者が治療を終了し又は治療の必要が無くなった場合は、患者票を添付のうえ、結核患者連絡票と併せて速やかに保健所に返納してください。(様式P.17)

医療機関からの医療費の請求

患者票の確認	<p>保健所が発行した患者票の提出を求め有効期限などを確認してください。</p>
医療費請求 (請求方法及び 請求先)	<p>医療費の請求は、診療報酬明細書に、公費負担者番号・受給者番号・診療内容など所定事項を記入して請求します。</p> <p>社会保険等及び公費単独分は社会保険診療報酬支払基金へ請求してください。国民健康保険及び後期高齢者医療は国民健康保険団体連合会へ請求してください。</p>

感染症法第37条の2による公費負担の対象範囲

種 別	公費負担承認範囲	備 考	
化学療法	抗結核薬 ① INH ② RFP(又はRBT) ③ PZA ④ SM ⑤ EB ⑥ LVFX ⑦ KM ⑧ TH ⑨ EVM ⑩ PAS ⑪ CS ⑫ DLM (LVFX 注射薬は公費負担対象外となります。) 抗結核薬併用剤……副腎皮質ホルモン剤	※投薬に伴う処方料・処方箋料・調剤料・調剤技術基本料・注射料については、原則として公費負担の対象となる。 ※化学療法に伴う副作用を抑えるための薬剤については、公費負担の対象外となる。	
検 査	画像	単純エックス線検査……おおむね毎月1回 CT検査 ……必要に応じて行う	※MRI は公費負担の対象にならない。 ※医学的に必要性が認められる範囲であれば検査回数・撮影枚数についての制限はない。 ※潜在性結核感染症の治療中は、エックス線検査により発病の有無及び副作用早期発見のために必要な検査を行う ※核酸増幅法は公費負担の対象にならない。 ※副作用に対する治療は公費負担の対象外となる。
	結核菌検査	塗抹検査……おおむね毎月1回 培養検査……おおむね毎月1回 薬剤感受性検査……結核菌培養検査が陽性の場合 は必ず実施	
	副作用発見のために必要な検査 (血液検査、眼科検査、耳鼻科検査等)		
	これらの検査に伴う判断料、採血料		
外科的療法	肺結核・結核性膿胸・骨関節結核・性器結核・ 気管支結核・腸結核・結核性心膜炎・胸壁結核・ リンパ節結核・泌尿器結核・結核性痔ろう	結核医療の基準を参照	
骨 関 節 結 核 の 装 具 療 法	※装具療法の実施に際しては、化学療法を併用する	結核医療の基準を参照	
外科手術に伴う 処置・入院等	処置その他の治療 外科的療法・骨関節結核の装具療法に必要な入院 看護（健康保険の取扱いに準ずる）	※ただし、食事療養費については、公費負担の対象にならない	

感染症法第37条の2の公費負担の対象には、初診料・再診料・外来管理加算・薬剤情報提供料・特定疾患療養管理料・公費負担医療申請診断書料・協力料等及び点数包括の診療報酬点数は含まれません。

◆結核指定医療機関

指定医療機関
とは

指定医療機関は、感染症法による公費負担患者の医療を担当する機関です。

指定医療機関には、病院・診療所・指定訪問看護事業者・指定居宅サービス事業者・薬局があります。

指定医療機関でないと、原則として結核公費負担医療を行うことができません。

指定について

国が開設した病院、診療所又は薬局以外の病院、診療所、指定訪問看護事業者、指定居宅サービス事業者または薬局については、開設者の同意を得て、市長が指定します。

指定医療機関の
責 務

指定医療機関は、公費負担患者の医療を担当するに当たっては、結核予防法及び感染症法指定医療機関医療担当規程の定めるところにより医療を担当しなければなりません。

医療を担当する上で適当でないと思われる場合には、市長が指定した医療機関については、市長がその指定を取り消すことができます。

新たに医療機関の指定を受ける場合

申請者	病院、診療所又は薬局の開設者、指定訪問看護事業者、指定居宅サービス事業者
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> 結核指定医療機関申請書（様式P.18） 医療機関であることを確認できる書類
申請場所	医療機関の所在地を管轄する保健所
指定日	指定医療機関となった日を「指定日」と言います。 公費負担の医療は、「指定日」以降でなければ実施できません。
指定書の交付場所	医療機関の所在地を管轄する保健所

指定医療機関を辞退する場合

申請者	指定医療機関の開設者（開設者が死亡の場合にはその家族）
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> 結核指定医療機関辞退届（様式P.19） 医療機関指定書（紛失した場合は、「紛失届」を添付）
申請場所	医療機関の所在地を管轄する保健所
辞退日	辞退する日

医療機関指定書に書かれている内容に変更がある場合

指定を受けた医療機関に所在地変更などの変更事項が生じた場合は、その内容により手順方法が異なります。

現在の指定を辞退し、新たな指定申請書が必要な場合 _____

- ① 開設者が変わるとき
- ② 開設者を個人から法人に、法人から個人に変更するとき
- ③ 医療機関を移転するとき（増改築などによる仮移転を含む）
- ④ 診療所を病院に、病院を診療所に変更するとき

申請者	指定医療機関の開設者
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 結核指定医療機関辞退届（様式 P.19） ・ 医療機関指定書（紛失した場合は「紛失届」を添付） ・ 結核指定医療機関申請書（様式 P.18） ・ 医療機関であることを確認できる書類
申請先	医療機関の所在地を管轄する保健所
辞退日	辞退する日
指定日	指定医療機関となった日を「指定日」と言います。 公費負担の医療は、「指定日」以降でなければ実施できません。
指定書の交付場所	医療機関の所在地を管轄する保健所

変更申請が必要な場合 _____

- ① 内容の変更を伴わず単に名称を変更したとき
- ② 住居表示の変更などにより、医療機関の所在地名の呼称及び地番に変更があったとき
- ③ 婚姻、養子縁組、法人の名称変更などにより、開設者名に変更があったとき
- ④ 開設者の住所に変更があったとき

申請者	指定医療機関の開設者
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 結核指定医療機関変更届（様式 P.20） ・ 医療機関指定書（紛失した場合は「紛失届」を添付）
申請先	医療機関の所在地を管轄する保健所
変更日	変更のあった日
指定書の交付場所	医療機関の所在地を管轄する保健所